

2016

# 総務常任委員会記録

議会 閉会中

平成28年9月2日（金曜日） 開議  
平成28年9月2日（金曜日） 散会

西いぶり広域連合議会

## 総務常任委員会審査事項

平成 28 年 9 月 2 日（金）  
室蘭市議会 議会第 1 会議室  
開議 午後 2 時 50 分  
散会 午後 2 時 56 分

日程	番号	件名	結果
1	報告事項	広域連合の運営に関する事項 1 訴訟経過について	

### ○出席委員（14名）

委員長 児玉智明

副委員長 森太郎

委員 下道英明 五十嵐篤雄 佐藤 恣

山田秀人 木村辰二 細川昭広

早坂博 辻弘之 村井寿行

寺島徹 阿部正明 吉村俊幸

○出席理事者

<西いぶり広域連合事務局>

高 橋 事務局長

田 所 総務課長

坂 口 総務課主幹

総 務 常 任 委 員 会 記 録

平成28年9月2日（金曜日）

午後 2時50分 開議

○**児玉委員長** ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

これより所管事項の審査を行います。

広域連合の運営に関する事項について理事者の報告を求めます。

○**高橋事務局長** 何かとお忙しい中、本会議に引き続き総務常任委員会を開催していただきましてまことにありがとうございます。

本日は、広域連合の運営に関する事項1件、訴訟経過についてにつきまして御説明を申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

説明につきましては田所総務課長より報告させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○**田所総務課長** それでは、訴訟経過につきまして御説明申し上げます。

資料は、資料1-1から1-3まで添付してございます。資料1-1をごらんいただきたいと思っておりますけれども、両面印刷になってございまして、ことし2月の常任委員会以降の概要を記載してございます。項目で言いますと24番、3月18日の被告準備書面5の提出以降でございまして、その後原告、被告それぞれ準備書面の提出を行いまして、28番、5月13日の第8回弁論準備手続におきましては、原告が準備書面（8）で行いました請求の趣旨の減縮につきまして陳述をし、被告も同意をしたところでございます。この点につきましては、改めて資料1-2としましてその内容の資料も添付してございますが、原告の請求金額について1,029万円減額し、3億215万5,948円としたものでございます。

また、資料1-1の裏面になりますけれども、2ページ目をごらんいただきたいと思っておりますが、裁判長から原告に対しまして再度和解の話をしたということとで和解勧告案が示され、検討してほしいというお話がございました。和解勧告の内容につきましては、これもおさらいになりますけれども、改めて資料1-3としまして原告代理人の報告を添付してございまして、平成25年度以降の保守管理費用の当初見積もり分を超過した分の半額を被告は原告に支払うと。つまり超過した分については折半だという内容でございまして、ただし本件請負契約で被告の責任限度は請負代金の10分の1、10億3,950万円、また本件業務委託契約で被告の運営会社への支援限度が委託費の10分の1の11億4,707万4,075円となっております、これらを合計しますと21億8,657万4,075円となりますけれども、被告らは支援金として16億5,093万3,910円を支払ったので、差し引きいたしまして被告が原告に支払う金額の総額は5億3,564万165円を限度とするという内容となっております。

7月1日の第9回弁論準備手続におきまして、被告はこの和解勧告を受け入れる意思表示をいたしましたので、原告といたしましては一度持ち帰らせていただきまして、8月1日の課長職会議以降、副市町長会議、広域連合議会全議員による協議をしていただきまして、8月17日、市町協議会、こちらのほうで改めて首長の協議をしていただいたところでございます。今回の和解勧告の内容については、裁判所が被告の負担上限を設ける理由としております契約上の10分の1規定の解釈について性能保証責任の規定の解釈として原告としては疑問があるということ、また原告としてこの理由で住民に追加負担の説明をするのは困難だと考えてございます。また、被告には負担の上限というのが設けられた一方、原告の今後の負担につきましては上限がないと、被告の試算をもとにすると原告については税抜きで24億円以上の追加負担が見込まれるなど、原告にとって不利な内容となっておりますので、最終的には市町協議会におきまして今回の和解勧告については受諾できないということを決意いたしましたので、8月22日、裁判所に対しまして今回の和解勧告は受諾できないということを上申してございます。

上申書そのものにつきましては、項目番号30番となりますけれども、上から2行目、3行目に記載をさせていただいておりますように、8月1日の課長職会議以降の一連の会議で協議をしましたが、受諾できないということが決議されたので、上申するという簡潔な内容で提出をさせていただいております。

その後8月26日、第10回弁論準備手続におきましては、裁判長から協議経過について確認などございまして、和解での解決を目指したいということで、裁判所の考えを原告のしかるべき権限を持った方に直接お話をしたいという意向が裁判長のほうからあったところでございます。代表者である広域連合長ではなくてもよろしいということでございましたけれども、今後次回の弁論準備手続の期日であります10月27日までの間におきまして副市町長会議あるいは市町協議会等を開催させていただいて、次回の期日に出席する方について選任をしていきたいということで考えてございます。

この件につきましては、説明は以上となっております。

**○児玉委員長** ここで委員長より一言申し上げます。

委員が質疑される場合におかれましては、御起立の上、発言をいただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○児玉委員長** ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これもちまして総務常任委員会を散会いたします。

---

午後 2時56分 散会

西いぶり広域連合議会委員会条例第26条第1項の規定により署名する。

総務常任委員会 委員長